

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

平成19年 10月 9日
近畿地方整備局
阪神国道事務所長 金田 宏一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、詳細設計の成果と発注工事との整合性を確認するために、現場条件や各種基準との整合性等について点検するものであり、民間企業が実施した設計成果を発注者の立場から点検する必要があることから、特定の企業と関係しない公平・中立な立場が求められる。また、業務の実施にあたっては、設計成果を設計と施工の両面から点検するもので、設計に関する知識、各種技術基準、工事の積算及び工事の施工方法について、専門的で幅広い知識と豊富な経験を求められることから、(社)近畿建設協会(以下「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度阪神国道事務所管内設計資料点検業務
(2) 業務内容
 ・ 道路詳細設計に対する設計条件、設計計算等の点検
 ・ 一般構造物(函渠)設計に対する設計条件、設計計算等の点検
 ・ 橋梁(横断歩道橋)設計に対する設計条件、設計計算等の点検
(3) 履行期限 平成20年3月10日

3. 業務目的

本業務は、詳細設計等の成果と発注工事の整合性を確認するために、現場条件や各種基準との適合性等について点検することを目的とする。

4. 応募要件

- 1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

- (1) 基本的要件
 ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 ② 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
 ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
(2) 技術力に関する要件

 設計成果を設計と施工の両面から点検することから、設計に関する知識、各種技術基準、工事の積算及び工事の施工方法などについての専門的で幅広い知識を有していること。

また、国の設計に関する基準書等のとりまとめを行うことのできる技術力を有しとりまとめの実績があること。

(3) 中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との資本、もしくは人事関係がないこと。ここでいう「資本、もしくは人事関係」とは、次のイ) 又はロ) に該当する関係である。

イ) 参加表明者と建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との間で、一方が、もう一方の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている関係。

ロ) 参加表明者の代表権を有する役員が、建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業の代表権を有する役員を兼ねている関係。

(4) 守秘性に関する要件

守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

(5) 業務執行体制に関する要件

- ・近畿地方整備局管内に本・支社（店）または営業所があること。
- ・設計点検業務を実施する担当技術者と体制を常時確保していること。

(6) 業務実績に関する要件

元請けとして、平成14年度以降において業務が完了し、引き渡しが済んでいる業務で1件以上の同種業務または類似業務の実績を有していること。

同種業務：近畿地方整備局（但し港湾空港部を除く）が発注した設計点検業務

類似業務：近畿地方整備局管内の各府県または政令市が発注した設計点検業務

(7) その他近畿地方整備局長が必要と認めた要件

災害時に本業務に関連する緊急的な業務に対し、迅速かつ確実に応援態勢がとれること。

2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

(1) 配置予定管理技術者

・資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

イ) 技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

ウ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で技術士（建設部門）の資格、又は1級土木施工管理技士の資格を取得している者。

エ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。

オ) 国土交通大臣認定者（建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定された者。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）についても、建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定を受けている必要がある。）

・同種又は類似業務の実績

元請けとして、平成14年度以降において業務が完了し、引き渡しが済んでいる業務で1件以上の同種業務または類似業務の実績を有していること。

同種業務：近畿地方整備局（但し港湾空港部を除く）が発注した設計点検業務
類似業務：近畿地方整備局管内の各府県または政令市が発注した設計点検業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒659-0072 兵庫県芦屋市川西町14-1

国土交通省近畿地方整備局阪神国道事務所 経理課契約係

TEL:0797-32-2151 FAX:0797-32-4256

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

平成19年10月9日(月)から平成19年10月19日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

②交付場所

(1)に同じ。

③交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

①提期期限

平成19年10月19日(金)16時00分

②提出場所

(1)に同じ。

③提出方法

持参によるものとする。郵送、電送およびその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年11月2日(金)16:00

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

以上